①都道府県	②市町村名	就学援助制度問い合わせ先（広報用）					7．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護児童生徒）																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	（１）平成３０年７月時点の貴市区町村の実施状況について（各あてはまるもの１つに○）																			（２）（１）の補足 （小学校，中学校で内容が異なる場合は分けて記載）
							＜小学校＞①　実施・検討状況について				＜小学校＞② ①でアと回答…入学前支給を導入した時期 ①でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期					＜中学校＞③　実施・検討状況について				＜中学校＞④ ③でアと回答…入学前支給を導入した時期 ③でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期					
							ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他（内容を７．（２）に記入してください。）	ア．平成２８年度（平成２９年度新入学分）以前	イ．平成２９年度（平成３０年度新入学分）	ウ．平成３０年度（平成３１年度新入学分）	エ．平成３１年度（平成３２年度新入学分）以降	オ．未定	ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他（内容を７．（２）に記入してください。）	ア．平成２８年度（平成２９年度新入学分）以前	イ．平成２９年度（平成３０年度新入学分）	ウ．平成３０年度（平成３１年度新入学分）	エ．平成３１年度（平成３２年度新入学分）以降	オ．未定	
28	28	28	28	27	22	1	15	1	8	4	4	11	0	1	0	16	0	8	4	5	11	0	0	0	5	
山梨県	甲府市	甲府市教育委員会　学事課　学事係	055-223-7322	kyogaku@city.kofu.lg.jp	http://www.city.kofu.yamanashi.jp/gakuji/kyoiku/kyoiku/shugaku/enjoseido.html		○				○					○				○						
山梨県	富士吉田市	富士吉田市教育委員会学校教育課	0555-23-1765	gakued@city.fujiyoshida.lg.jp	http://web.fujinet.ed.jp		○					○				○					○					
山梨県	都留市	都留市教育委員会　学校教育課	0554-43-1111	gakkou@city.tsuru.lg.jp			○					○				○					○					
山梨県	山梨市	山梨市教育委員会　学校教育課	0553-22-1111	gakkokyoiku@city.yamanashi.lg.jp	https://city.yamanashi.yamanashi.jp		○					○				○				○						
山梨県	大月市	大月市教育委員会　学校教育課 こどもの学び支援担当	0554-23-8047	gkyouiku-19206@city.otsuki.lg.jp	http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/kosodate/gakkou/enjo.html		○					○				○					○					
山梨県	韮崎市	教育課　学校教育担当	0551-22-1111（内線264）	kyouiku@city.nirasaki.lg.jp	http://www.city.nirasaki.lg.jp/		○					○				○					○					
山梨県	南アルプス市	教育委員会　学校教育課	055-282-7776	ksuishin@city.minami-alps.lg.jp	http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/		○				○					○				○						
山梨県	北杜市	北杜市教育委員会教育部教育総務課	0551-42-1371	kyoikusoumu@city.hokuto.lg.jp	http://www.city.hokuto.yamanashi.jp		○					○				○					○					
山梨県	甲斐市	教育部学校教育課学事係	055-278-1696	gakuji@city.kai.yamanashi.jp	http://www.city.kai.yamanashi.jp/		○					○				○					○					
山梨県	笛吹市	教育委員会　学校教育課　学務担当	055-261-3337				○					○				○					○					
山梨県	上野原市	学校教育課　教育総務担当	0554-62-3408	kyoiku-soumu@city.uenohara.lg.jp			○				○					○				○						
山梨県	甲州市	教育総務課	0553-32-1412	kyouiku@city.koshu.lg.jp	http://www.city.koshu.yamanashi.jp/kenkou_fukushi_kyouiku/kyouiku/detail/就学援助		○					○				○					○					
山梨県	中央市	教育委員会　教育総務課	055-274-8521	lg-ksoumu@city.yamanashi-chuo.lg.jp	https://www.city.chuo.yamanashi.jp/parenting/kosodatesien/teatejyosei/4146.html			○						○		○					○					
山梨県	市川三郷町	市川三郷町教育委員会　教育総務課　学校教育係	055-272-6093	kyoiku-1@town.ichikawamisato.lg.jp	http://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp/		○				○					○				○						
山梨県	早川町	教育委員会	0556-45-2547	mochizuki-kazuhiko@town.hayakawa.lg.jp	http://www.town.hayakawa.yamanashi.jp/					○									○						義務教育無償化制度を実施している為、就学援助制度を実施していない。
山梨県	身延町	学校教育課　学校教育担当	0556-20-3016	gakoukyouiku@town.minobu.lg.jp	https://www.town.minobu.lg.jp/					○									○						就学援助制度とは別に、本町に住所を有する児童生徒の保護者に対して、小中学校等に入学する前年度に入学支度金を支給しているため。 ※ただし、入学後も継続して本町に住所を有することが見込まれることを要件とする。
山梨県	南部町	学校教育課	0556-64-4842	kyouiku@town.yamanashi-nanbu.lg.jp	http://www.town.nanbu.yamanashi.jp/				○									○							
山梨県	富士川町	富士川町教育委員会　教育総務課 総務学校担当	0556-22-5361	watanabe-yut@town.fujikawa.lg.jp	http://www.town.fujikawa.yamanashi.jp				○									○							
山梨県	昭和町	昭和町教育委員会学校教育課	055-275-8631	gakko@town.yamanashi-showa.lg.jp	http://www.town.showa.yamanashi.jp	http://www.town.showa.yamanashi.jp/blog/	○					○				○					○					
山梨県	道志村	教育委員会	0554-52-1020	kyoiku@vill.doshi.lg.jp	http://www.vill.doshi.lg.jp/				○									○							
山梨県	西桂町	西桂町教育委員会	0555-25-2941	kyouiku@town.nishikatsura.lg.jp					○									○							
山梨県	忍野村	教育委員会	0555-84-2042	kyouiku@vill.oshino.lg.jp	http://www.vill.oshino.lg.jp/docs/2013010703210/				○									○							
山梨県	山中湖村	学校総務係	0555-62-3813	kyouiku@vill.yamanakako.lg.jp	http://www.vill.yamanakako.lg.jp				○									○							
山梨県	鳴沢村	教育課	0555-85-2606	kyouiku@vill.narusawa.lg.jp	http://www.vill.narusawa.yamanashi.jp				○										○						村立中学校無し
山梨県	富士河口湖町	富士河口湖町教育委員会学校教育課	0555-72-6052	gakkou@town.fujikawaguchiko.lg.jp	http://www.fujikawaguchiko.lg.jp		○					○				○					○					
山梨県	小菅村	教育委員会	0428-87-0111	yasu-kato@vill.kosuge.lg.jp					○									○							
山梨県	丹波山村	教育委員会	0428-88-0211	g-moriya@vill.tabayama.lg.jp						○									○						無償化のため、就学援助を実施していない。
山梨県	河口湖南中学校組合	河口湖南中学校組合教育委員会事務局	0555-72-1822	kyouiku@konan-jh.jp	※作成中					○								○							・中学校組合のため小学校なし。 ・一部事務組合の中学校なので入学予定者の把握が困難。

①都道府県	②市町村名	（3）①でアを選択した場合 小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに〇）						（4）カの内容	（5）（1）①③でアを選択した場合 支給した（する）時期（複数該当する場合は最も早い時期に〇）									（6）（1）①③でウを選択した場合 入学前支給実施に向けての課題（複数可）						（7）（6）オの内容	（8）（1）①③でアを選択した場合，入学前支給後の転居等，入学時に支給対象外となった際の対応（1つ選択）			（9）（8）ウの内容	（10）（1）①③でアを選択した場合，二重支給や支給漏れ防止のための望ましい対応
		ア．自治体の広報誌やＨＰに掲載	イ．就学時健康診断の際に案内を配布	ウ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	エ．域内の小中学校で案内を配布（兄弟姉妹がいる可能性があるため）	オ．民生委員やスクールソーシャルワーカーからの案内の配布	カ．その他		ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前） ※追加	ア．予算確保が困難	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかる。	ウ．認定回数が増えるなどの事務業務量が増加する。	エ．支給後の転居などにより，二重支給や支給漏れが発生する恐れがある。	オ．その他		ア．受給者に対し，支給額の返還を求める。	イ．返還は求めず，転居先の市町村に対して，支給済みである旨を連絡する。	ウ．その他（内容を７．（９）に記入してください。）		
28	28	2	3	0	0	0	12	12	0	0	0	0	0	0	2	14	0	1	1	5	6	1	1	6	8	2	2	16
山梨県	甲府市	〇					〇	入学通知書発送の際に案内を同封して配布								〇									〇			対象者の世帯が別の市町村の移る場合、転出前市町村が入学前支給を行っていない旨の証明を発行し、転入先市町村では保護者からその証明の提示がある場合に限り、入学後支給を行う。
山梨県	富士吉田市		〇												〇									〇				市民課の窓口担当と連携を密にする中で、支給後に転居があった場合には、必ず教育委員会に立ち寄るような状況を作った。また、転出先には必ず連絡した。（返還を含め。）
山梨県	都留市						〇	決定が就学時検診後であったため、入学説明会等で案内を配付								〇								〇				転出入の際には、必ず関係機関と連携を図る。
山梨県	山梨市						〇	入学予定の全家庭に郵送にて案内を配布							〇										〇			返還を求める場合は、返還されず、二重支給になる可能性が高い。
山梨県	大月市						〇	案内を入学説明会資料に同封								〇										〇	当該児童生徒の転居等がなかったため、現時点においては未定であるが、今後そのような事例が生じた場合には、返還は求めず転居先の市町村に連絡をする方法をとりたいと考えている。	関連市町村と連携をとる
山梨県	韮崎市						〇	就学通知に案内及び申請書を同封								〇									〇			同一の台帳による管理をし、学校との連携を密にする。
山梨県	南アルプス市						〇	入学通知書発送の際、案内文書と申請用紙を同封している。（1月中旬）								〇									〇			転出先の市町村教育委員会に現況報告し、情報共有することが必要である。
山梨県	北杜市						〇	就学通知書送付の際に案内を配布								〇									〇			市町村間での情報の連携が必要
山梨県	甲斐市		〇													〇									〇			学校との連携を密接にする必要があると考える。
山梨県	笛吹市						〇	就学通知書に同封して配布								〇									〇			市町村間の情報の連携
山梨県	上野原市						〇	入学許可証に案内を同封し配布								〇								〇				転出先の市町村との連携や、返還の確認が出来た場合に支給するなど。
山梨県	甲州市	〇					〇	入学説明会の際に、就学予定者の保護者全員に案内配布								〇								〇				・入学前支給申請と入学後年度当初申請を分ける。 ・教育委員会・学校での二重チェック。
山梨県	中央市															〇									〇			転居予定がある場合は申請できない旨周知を行い、通常支給とは別に申請書を提出してもらう
山梨県	市川三郷町						〇	就学時健康診断の結果を送付する際に申請書を同封								〇								〇				・庁内の関係機関と連携し、転出入等の情報共有をする。 ・申請後に状況の変化等あった場合は、教育委員会へ申し出るように保護者へ周知する。
山梨県	早川町																											
山梨県	身延町																											
山梨県	南部町																				〇							
山梨県	富士川町																				〇							
山梨県	昭和町						〇	入学前説明会の折に案内・申請書を配布								〇										〇	現在対象者なしのため、対応検討中。	入学前支給申請と入学後に当該年度の支給申請を行う。
山梨県	道志村																				〇							
山梨県	西桂町																	〇		〇								
山梨県	忍野村																			〇	〇							
山梨県	山中湖村																			〇	〇							
山梨県	鳴沢村																			〇								
山梨県	富士河口湖町		〇													〇								〇				転出先の教育委員会との連携が必要。
山梨県	小菅村																				〇							
山梨県	丹波山村																											
山梨県	河口湖南中学校組合																		〇	〇		〇	一部事務組合であることから、入学予定者の把握が困難で有り年度末の事務量が多く、支給が困難なため。					